（仮称）四日市市子どもの権利しあわせ条例（案）

【逐条解説付き】

四日市市子どもの権利しあわせ条例

【解説】

四日市市の子どもの権利についての条例の名前を、「子どもの権利しあわせ条例」としました。名前に「しあわせ」という言葉が入っているのは、子ども達がそれぞれの思う幸せにたどり着いてもらいたい、という願いを込めています。

（前文）

子どもは、私たちのまちの、かけがえのない大切な存在です。

すべての子どもが、生まれた環境、性別や性自認、国籍、宗教、障がいなど、どんな違いがあったとしても、そのままの自分が認められ、安心して毎日を過ごせることは、私たちが暮らす社会にとって、とても重要なことです。子どもは、それぞれが自分らしく生きる権利をもつ主人公です。生まれたその日から、その存在は認められ、守られなければなりません。

しかし今、理不尽な暴力や差別、貧困などに傷つき苦しめられ、自らの気持ちや意見を聞いてもらえない子どもたちがいます。さらに世界へ目を向ければ、子どもたちが戦争の犠牲になっている悲しい現状もあります。私たちは、この現実から目を背けず、まっすぐに向き合い、子どもの命を守り、差別をなくしていかなければなりません。そして子どもの声に耳を傾け、受け止め、「どうすれば子どもたちが幸せになれるか」を常に考え、子どもたちが安心して生きられる社会をつくらなければなりません。

子どもにやさしい社会は、すべての人にとってやさしい社会です。子どもが差別されることなく、その主体性が尊重され、安心して自由に自分の意見を表明できるまち、そして誰もがお互いを大切にし合い、ともに生きていくことができる四日市市になることを願い、ここに「四日市市子どもの権利しあわせ条例」を制定します。

【解説】

前文では、この条例を制定する背景や趣旨などを示すとともに、条例全体の考え方を明記しています。

平成元年１１月の第４４回国連総会において採択され、平成６年４月に日本が批准した子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、子ども自身が権利行使の主体であること、とりわけ条約の中で意見を表明することが権利として規定されています。これは、子どもに自分の考えを表明する自由があること、その前提としてそれだけの能力が子どもには備わっていることを示しており、子どもの権利についての認識が変わるきっかけになることが期待されました。

しかし、前文の第３段落以降にもあるように、子どもたちが理不尽な暴力や差別などに傷つき苦しめられ、自らの気持ちや意見を聞いてもらえないという現実や、世界に目を向けると戦争の犠牲になっている悲しい現状もあります。

そこで、自らの置かれた環境に何の疑問も抱くことができず苦境に立たされた子どもが、自らの持つ権利に意識を持ち、自己を守るため、自分が一人の人間として大切にされるため、自ら声を上げられる社会づくりを目指す必要があるではないか、また同時に、子どもを育て導くべき大人が、子どもの声をしっかり聞き、子どもの権利を認識していく意識改革が必要なのではないかとの思いから、この条例を制定しようとするものです。

（目的）

第１条　この条例は、子どもが権利の主体として尊重されること及び子どもの権利が保障されるための市、市民等、保護者、育ち学ぶ施設、事業者及び議会の責務を規定するとともに、子どもの権利保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して育ち、学び、及び生活することができる社会を実現することを目的とします。

【解説】

本条では、条例の目的について規定しています。

歴史的に子どもは保護や指導を受け、守られる存在とみなされがちでしたが、平成元年の国連での子どもの権利条約採択などを経て、尊厳を持ち自らの意見を表明できる権利の主体へと国際的な認識が転換しました。また、日本国憲法第１３条に定める個人の尊重の理念は、大人だけでなく子どもにも等しく適用されます。子どもは今を生きるかけがえのない一人の人間として尊重されなければなりません。

しかし前文にもあるように、現在も、子どもが傷つき苦しめられ、また自らの気持ちや意見を聞いてもらえない現実が依然としてあります。

子どもは発達段階において、周りの大人たちと関わりながら成長していきます。子どもの権利が守られるためには、市、市民等、保護者をはじめ子どもに関わる周りの大人たちが、そのような環境を作っていく責務があると考え、条例には大人それぞれの立場に沿った責務（役割）が定められています。

そして、子ども自身がお互いの権利を学び大切にするとともに、大人がそれぞれの立場で責務を果たしていくことで、子どもが安心して育ち、学び、及び生活することができる社会の実現を目指しています。

（言葉の意味）

第２条　この条例において、次に掲げる言葉の意味は、それぞれその言葉の後に説明するとおりです。

⑴ 子ども　市内に在住し、在学し、又は生活する１８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。

⑵ 市民等　市内に在住する者、市内に存する事業所等に勤務する者及び市内に存する学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校をいいます。）に通学する者をいいます。

⑶ 保護者　親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

⑷ 育ち学ぶ施設　市内にある児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める児童福祉施設、学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

⑸ 事業者　営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

【解説】

本条では、この条例で使用する用語の意味を定義しています。

第１号の「子ども」については、本市に住んでいる子どもだけではなく、本市に通学している子どもや、生活している子どもも含んでいます。

年齢については、児童福祉法や子どもの権利条約にならい１８歳未満の者としましたが、１８歳になった高校生や社会的養護の措置決定が継続されている１８歳以上の者など年齢だけで区分できない場合があるため、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」として、それらの方も「子ども」に含むこととしています。

第２号の「市民等」については、本市に住んでいる人だけでなく、本市にある事業所や学校に通勤・通学している人を含んでいます。

第３号の「保護者」については、何らかの事情により祖父母などが子どもを養育する場合もあることから、「親に代わり子どもを養育する者」も含むこととしています。

第４号の「育ち学ぶ施設」について、児童福祉法に定める児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターをいい、学校教育法に定める学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいいますが、それ以外にも、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、フリースクール、文化教室、塾、スポーツクラブなど子どもが育ち、学び、活動するために継続的に利用する施設も含んでいます。

（なお、令和８年１１月１日現在、市内に存在しない施設も含まれています。）

第５号の「事業者」については、営利か非営利、個人か法人だけではなく、業種も問いません。

（基本理念）

第３条　市民等、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が子どもに関わるときは、次に掲げる事項を基本として行われなければなりません。

(1) 子どもが、生まれた場所や環境に左右されることなく、一人の人として尊重され、その人格及び尊厳が守られること。

(2) 子どもの最善の利益を最も優先して行われること。

(3) 子どもの意見が尊重され、その発達に応じて適切に反映されること。

(4) 子どもがいじめ、虐待、差別その他あらゆる権利侵害から守られるとともに、その子どもにとって必要な支援を受けることができること。

(5) 子どもが家庭、地域その他子どもの生活するあらゆる場面において平等に守られること。

【解説】

本条では、条例の基本理念を明記しています。

子どもの権利条約の子どもの権利の視点を発展させるために特に意識されることは、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」であり、市民等、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者といった大人が子どもに関わるときには、これらの考え方を大切にしなければなりません。

「差別の禁止」

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの最善の利益」

子どもに関することが決められ、行われる時は、「子どもの意見を聴いた上でその子どもにとって最もよいことは何か」を可能な限り、子どもとともに考えます。

「生命、生存及び発達に対する権利」

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

「子どもの意見の尊重」

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（ユニセフ　子どもの権利条約　子どもの権利条約の考え方　より）

また、第１号の「生まれた場所や環境に左右されることなく」や第５号の「平等に」は、生まれた場所や生まれた環境などに左右されることなく平等に権利が保障されるべきであるとの考え

によるものです。

この条例における語尾の使い分けについて

条例の規定につき、守ってほしいという思いの強さにより、語尾を使い分けています。

①**「しなければなりません。」**：必ず守ってほしいときに使用しています（義務）。

②**「努めなければなりません。」**：①のような義務ではありませんが、守ってほしいと強く思っているときに使用しています（強い努力義務）。

③**「努めます。」**：このような方向性を目指してほしいというときに使用しています（実現に向けた努力を促す義務：努力義務）。

第２章　保障すべき子どもの権利

（子どもの権利）

第４条　この章に定める子どもの権利は、子どもにとって特に大切な権利として保障されなければなりません。

２　子どもは、自分の権利を学び、大切にするとともに、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。

３　市民等、保護者、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが前項の権利を学び、行使することができるよう努めます。

【解説】

本章では、保障すべき子どもの権利を記載しています。

本条では、第１項にて第５条から第８条までに規定する子どもの権利は特に大切な権利として保障されなければならないことを明記しています。

また第２項は、子どもは自分の権利を学び、理解し、大切にしてほしい、そして他の人にも自分と同様に権利が認められていることを理解し、お互いに尊重してほしいということを書いています。

第３項では、子どもが権利を学んだりすることなどについては、大人の支援が必要であると考え、大人が支援することを努力義務として規定しています。

次ページ以降の解説に出てくる「アンケート等」とは、子どもの権利条例等調査特別委員会が、市内の市立中学校、私立中学校、県立高校、私立高校、特別支援学校などの１０校を訪問して行った意見聴取と市内の市立小学校３７校、市立中学校２２校並びに県立高校及び特別支援学校高等部１２校を対象とし実施したアンケート調査の結果のことをいいます。

（安心して生きる権利）

第５条　子どもは、心身を傷つけられず、安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) あらゆる差別を受けないこと。

(2) 暴力、虐待及び性的被害を受けないこと。

(3) 安心して挑戦できること。

(4) 安全なデジタル環境が提供されること。

(5) 安心して過ごすことのできる居場所があること。

(6) いじめられないこと。

(7) 平和な環境で過ごすこと。

【解説】

本条は、子どもが心身を傷つけられず、安心して生きるために大切な権利について規定しています。

第１号の「あらゆる差別を受けない」とは、前文にあるように、生まれた環境、性別や心の性、国籍、宗教、障がいなどの違いにより、いかなる差別も偏見もうけないことをいいます。

第２号について、暴力や虐待によって心身が傷つけられるということは絶対にあってはなりません。また「性的被害を受けない」について、近年学校において子どもが性的被害を受ける例が報告されていますが、そのようなことがあってはならないという思いから、ここに権利として規定するものです。

第３号の「安心して挑戦できること」について、アンケート等にて、失敗や間違いをおそれないための環境がほしい、失敗しても過度に責められないなど、失敗を受け入れられる環境づくりを求める声があったことから、「失敗してもいいんだよ」というメッセージを伝えるために規定するものです。

第４号の「安全なデジタル環境が提供されること」について、タブレット端末やスマートフォンなどの普及は、学習面などで子どもの権利を保障する機会を増加させる一方で、睡眠不足や生活習慣の乱れといった心身の健康への影響、デジタルの世界で人と交流する機会が増加することで、家にいても友達と関わる時間が従来より増え、そこで傷つくことを言われたとしても周りが気づきにくいといったことが増える、というマイナスの要素も含んでいることから、デジタル環境によって子どもの権利が侵害されないことが重要であるとして規定するものです。

第５号の「安心して過ごすことのできる居場所」について、アンケート等では学校以外の交流

の場を増やすなど子どもの居場所を求める声があったこと、こども家庭庁は「こどもの居場所づくりに関する指針」を発出し、居場所の重要性を明確にしていることから規定するものです。これをうけて市には第１５条にて「居場所の確保」を求めています。

第６号の「いじめられないこと」について、暴力や虐待と同様に、いじめにより心身が傷つけられるということは絶対にあってはならないという思いから規定するものです。

第７号の「平和な環境」について、アンケート等には、犯罪がなくなることや虐待されないことという意見があり、犯罪のない、虐待や暴力のない平和な環境で過ごすことは、子どもにとって重要であることから規定するものです。

（自分らしく尊重される権利）

第６条　子どもは、自分らしく尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

⑴ ありのままの自分を受け入れてもらうこと。

⑵ 自分らしくいられること。

⑶ プライバシーが守られること。

⑷ 自分の意見が尊重されること。

⑸ 相談すること。

【解説】

本条は、子どもが、自分らしく尊重されるために大切な権利について規定しています。

第１号と第２号については、大人の考え方や世間体に当てはめられて育てられたり、大人の理想を押し付けられたりしがちな子どもにとって、自分らしく生きるためにありのままの自分を受け入れてもらうこと、自分らしくいられることは子どもの権利の基本であり大切な権利であると考えたこと、またアンケート等にて、自分の価値観を他人に押し付け合わないこと、周りと比べず自分を愛せる社会にすること、個性を尊重することといった、個人の尊重に関する多数の意見があったことから規定するものです。

第３号については、アンケート等にてプライバシーに関する指摘が出ていたこと、また子どもも一個人としてプライバシー権を持っているとの意識が持たれにくいことから規定するものです。

第４号については、子どもが発した意見について、周りの人がきちんと受け止め、子どもがなぜそのような事を言っているかを考えることが必要であると考えます。しかしアンケート等にて、家族が意見を尊重してくれるかどうかに対する設問につき尊重してくれるという回答が年齢が上がるにつれて少なくなっているという結果をうけ、規定するものです。

第５号については、成長段階にある子どもにとって、相談できる場所というのは必要不可欠ですが、アンケート等では、気軽に相談できる環境づくりや気持ちを受け止めてもらえる場所、秘密を打ち明けられる環境を望むという意見があったこと、特に教員との関わりの中で安心して誰にも言えない秘密を打ち明けられるという回答の割合が低かったという結果をうけ、規定するものです。

（のびのびと心豊かに育つ権利）

第７条　子どもは、のびのびと心豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

⑴ 学ぶこと。

⑵ 休むこと。

⑶ 遊ぶこと。

⑷ 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。

⑸ 自然とふれあうこと。

【解説】

本条は、子どもが、のびのびと心豊かに育つために大切な権利について規定しています。

第１号の「学ぶこと」について、のびのびと心豊かに育つためには、自分が知りたい、学びたいと思っていることを自由に学べることが必要であることから規定するものです。

第２号の「休むこと」について、子どもが健やかに成長していくためには休息が必要であるという子どもの権利条約にも規定がある権利であるにもかかわらず、アンケート等によると認知度が低かったことから規定するものです。

第３号の「遊ぶこと」について、遊びにより子どもは多くのことを学ぶことができることから規定するものです。

第４号の「芸術、文化及びスポーツに親しむこと」について、芸術や文化に親しむことで豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会につながり、スポーツに親しむことは心身の成長につながることから規定するものです。

第５号の「自然とふれあうこと」について、自然とのふれあいが心豊かに育つことにつながるとともに、自然の保全に対する意識を高めることにもつながることから規定するものです。

（意見を表明し参加する権利）

第８条　子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

⑴ 意見を表明すること。

⑵ 意見を聴かれること。

⑶ 十分な情報の提供を得られること。

⑷ 市政、地域活動等に参加すること。

⑸ 子どもの権利を知ること。

【解説】

本条は、自分たちに関わることについて主体的に参加するために大切な権利について規定しています。

第１号と第２号について、子どもも一人の人間として、自分の意見が言えること、話を聴いてもらえることが大切です。しかしアンケート等の「守られている子どもの権利」を回答する設問にて「意見を表明し尊重される権利」が他の権利に比べ守られている傾向が低かったこと、またアンケート等の自由記述にて、一人ひとりの考えが尊重される、意見が違っても尊重するという声や発言しやすくするためには大人が最後までしっかりと話を聴く、賛成が多数であっても反対の意見を聴く、という要望があったことから規定するものです。

第３号について、子どもは、自らの意見を表明し、社会参加するために情報を手に入れる権利があることから規定するものです。

第４号について、子どもも市や地域を構成する一人として、多様な人が交流する場所、市政や地域の活動などに参加することが大切であると考え、規定するものです。

第５号について、子ども自身が自分の権利を知り、正しく理解することで、自らの意見を表明し、自分たちに関わることについて主体的に参加することができるようになるという考えから規定するものです。

第３章　子どもの権利を保障するための役割

（市の責務）

第９条　市は、第２章に規定する子どもの権利を保障するための施策を総合的かつ計画的に推進しなければなりません。

２　市は、前項に規定する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

３　市は、市民等、保護者、育ち学ぶ施設及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

４　市は、子どもがおかれた状況に応じて、その子どもにとって必要な支援が受けられるよう努めなければなりません。

【解説】

本章では、子どもの権利を保障するために各々が果たすべき役割を規定しています。

本条は、市の責務について規定しています。

第１項には、市の責務として、総合計画、こども計画、学校教育ビジョンなどの実施に当たり、子どもの権利を保障するための施策を推進する義務があると規定しています。

第２項には、子どもの権利を保障するための施策を推進するため、必要な予算措置を講ずるよう努めることを規定しています。

第３項には、市民等、保護者、育ち学ぶ施設及び事業者に対し、第１０条から第１３条までに規定しているそれぞれの責務を果たすことができるよう、市は必要な支援を行うことが規定されています。

第４項には、子どもの置かれた状況は一人ひとり異なるため、その子どもにあった支援を行うよう努めることが規定されています。

なお、第３項と第４項に規定する「必要な支援」については、

第３項：市が情報提供、相談体制の充実、研修や啓発、環境整備の支援を行う。

第４項：子ども一人ひとりの状況に応じて、相談支援を行い、福祉、教育、医療その他その子どもが必要としている窓口につなげ、その子どもにとって必要な支援を行う（経済的支援を含む。）。

ということを想定しています。

（市民等の責務）

第１０条　市民等は、子どもの権利について理解を深め、これを保障するよう努めなければなりません。

２　市民等は、子どもが地域社会の一員として尊重され、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で見守るよう努めます。

【解説】

本条は、市民等の責務について規定しています。

一人ひとりの市民が子どもの権利について理解を深め保障するよう努めること、また子どもたちを地域全体で見守っていくことが大切です。

第１項においては、市民等の責務に係る原則として、市民一人ひとりが、「子どもの権利条約」の基本的な考え方である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見尊重」を正しく理解し、本条例第４条から第８条に規定する権利の保障に努めなければならないことを規定しています。

第２項においては、子どもは保護者だけでなく、社会全体で育て、見守っていく必要があることを定めています。子どもは、学校以外に、多くの時間を家庭や地域で過ごします。地域において、子どもは様々な人と触れ合い、そうした関わりの中で多くのことを学び、感じ、成長していきます。子どもは地域社会の一員として受け入れられ、尊重されなければなりません。地域社会を構成する市民一人ひとりが、様々な場面において「子どもを育て、見守っていく」という意識を持ち、たとえば、地域行事などにおいて子どもが参加しやすい環境を整えるといった具体的な行動を起こしていくことなどが必要です。

（保護者の責務）

第１１条　保護者は、子どもの権利を理解し、子どもの成長にもっとも重要な責任を有することを自覚した上で、子どもの意見を尊重し養育を行うよう努めなければなりません。

２　保護者は、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるよう、適切な環境の確保に努めなければなりません。

３　保護者は、子どもへの責務を果たすことが困難な状況にあるときは、市、市民等、育ち学ぶ施設の関係者と連携するよう努めなければなりません。

【解説】

本条は、保護者の責務について規定しています。

第１項では、保護者は子どもの成長にもっとも重要な責任を有すると規定していますが、これは、保護者が子育てのすべてを一人で抱え込まなければならないという意味ではありません。子どもや保護者が孤立しないよう、市は第９条第３項に規定したように必要な支援を行わなければならないと規定しています。

第２項では、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるよう、保護者は適切な環境の確保に努める必要があると規定しています。

ここにいう「適切な環境の確保」とは、子どものことを一方的に決めない、失敗しても強く叱らず見守る、子どもの意見を尊重する、気持ちや考えを自由に言える環境をつくる等が挙げられます。

第３項では、保護者は普段から市、市民等、育ち学ぶ施設と連携することができますが、特に保護者が子どもへの責務を果たすことができないといった困難な状況にあるときは、積極的に市、市民等、育ち学ぶ施設と連携するよう努め、子どもの成長を見守っていく必要があることが規定されています。

なお、保護者の責務については、民法で以下のように規定されています。

８２０条：親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

８２１条：親権を行う者は、８２０条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

（育ち学ぶ施設の責務）

第１２条　育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるとともに、子どもの最善の利益を考慮してその業務を行うよう努めます。

２　育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、体罰、いじめ、性的被害等から子どもを守るため、市その他の関係機関と協力して対応するよう努めなければなりません。

【解説】

本条は、育ち学ぶ施設の責務について規定しています。

育ち学ぶ施設の関係者とは、その施設の設置者、管理者、教員、職員をいいます。

育ち学ぶ施設は、子どもが育ち、学ぶうえで欠かせない場所であり、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を考えながら業務を行う必要があります。

第２項について、近年、学校において、いじめ、体罰に加えて、子どもが性的被害を受ける例が報告されています。育ち学ぶ施設の関係者、特に学校の教員においては、子どもがこのような被害にあわないよう、また、育ち学ぶ施設が子どもが被害をうけてしまう現場とならないよう、子どもを守るためにそれぞれの役割や実情に応じて市や関係機関と協力して対応する必要があります。

（事業者の責務）

第１３条　事業者は、その活動において子どもの権利を尊重し、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに配慮するよう努めます。

２　事業者は、従業員が子どもの権利について理解を深めることができるよう努めます。

【解説】

本条は、事業者の責務について規定しています。

子どもと接する事業者も子どもの権利を理解し、尊重する必要があること、また、子どもと接しない事業者であっても子どもの権利を理解することが、子どもの権利を保障する社会に近づくと考えたことによります。

第１項では、事業者の活動において、この条例に規定されている子どもの権利を尊重するとともに、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに配慮することを努力義務として規定しています。

また、第２項では、従業員が子どもの権利について研修などを通して理解を深めることを努力義務として規定しています。

（議会の責務）

第１４条　議会は、市の議決機関として子どもの権利に関し、市長の事務執行の監視及び評価に努めなければなりません。

２　議会は、子どもの意見を尊重するとともに、子どもの参加の機会を確保することに努めなければなりません。

【解説】

本条は、議会の責務について規定しています。

第１項では、議会も子どもの権利を保障し、子どもの権利が守られる社会を目指すため、子どもの権利の観点から市長の事務執行の監視・評価に努めなければならないとしたものです。

第２項では、子どもも市民の一人であり、その意見を市政に反映させる必要があるため、議会は子どもの意見を尊重するとともに、子どもの意見が議会に伝わるよう議会への参加の機会を確保することに努めなければならないことが規定されています。

第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進

（居場所の確保）

第１５条　市は、子どもが安心して過ごし、自分らしくいられる居場所の確保及び充実を図らなければなりません。

【解説】

子どもの権利を保障するために、子どもが過ごしやすく子どもにやさしいまちづくりが求められます。本章では、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、四日市市が重点的に取り組まなければならない事柄について規定しています。

本条は、居場所の確保について規定しています。

ありのままの自分を受け入れてもらう、自分らしくいられる、学ぶ、休む、遊ぶといった権利が保障されるためには、家庭、育ち学ぶ施設以外にも、地域活動の場といった子どもが活動する場所を確保するとともに、その場所が子どもにとって「居たい、行きたい、やってみたい」と感じてもらえる場所にすることが必要です。

（学びの場の提供）

第１６条　市は、子どもがその状況及び特性に応じて自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の環境の整備及び必要な支援を行うよう努めなければなりません。

【解説】

本条は、学びの場について規定しています。

学ぶことは、第７条第１号に規定しているように、子どもの権利です。

アンケート等では、不登校の子どもへの学習支援や多様な学びの場の充実を望む声が寄せられました。また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）では、自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備することが努力義務として規定されていることから、本条は、一人ひとりの状況や特性に応じて学びを選択できる環境づくりと必要な支援を行うことを努力義務として規定しています。

なお、ここにいう必要な支援とは、情報の提供、相談を受ける、連携を行う、ということを想定しています。

（危害に対する取組）

第１７条　市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが薬物、犯罪等の危害を受けないよう、必要な取組を実施しなければなりません。

【解説】

本条は、子どもへの危害に対する取組について規定しています。

近年、子どもが様々な犯罪の被害者または加害者になってしまうことが多く、すべての犯罪から子どもを守るために必要な取り組みを実施していかなければなりません。

例えば、薬物依存の背景には、孤独を感じるのに手を差し伸べてもらえないなどの子どもの権利を保障されていない環境で育っていることも一因とされています。また、教員、職員が性犯罪の加害者となる事例も報道されています。子どもに対し学習の機会を確保するといった取り組みのほかに、教員、職員への研修をはじめとする被害が発生しない仕組み作りを含んでいます。

（子どもの意見表明の機会の確保）

第１８条　市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自由に意見を表明することができる環境の整備に努めなければなりません。

２　市及び育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、障がい、疾病等の理由により自分でうまく意思を表明することが困難な子どもについて、その意思をくみ取るよう努めます。

３　市、保護者及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあることを決定する際には当該子どもの意見を尊重したうえで、子どもの最善の利益の優先に努めなければなりません。

【解説】

本条は、子どもの意見表明の機会の確保について規定しています。

第１項及び第２項では、市や育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備をすることに努めることや、言動も含めて、すべて子どもの意見であることから、年齢、障がい、病気、外国にルーツがあるなどの理由により自分でうまく言葉で意思を表明することが困難な子どもに対し、言葉に限らずその意思をくみ取ることに努めることが定められています。

第３項は、子どもに関係のあることを決定する際には、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるように努めなければならないことが定められています。

このとき、大人は、子どもが意見を表明したことをもって、その子どもが不利益をうけない（子どもの間で仲間外れにされる、職員からぞんざいに扱われるなど）ようにすることが必要です。

（子どもの参加の機会の確保）

第１９条　市は、子どもに関する計画等の決定及び評価を行うときは、子どもが意見を表明できる機会を設けるよう努めます。

２　市及び育ち学ぶ施設の関係者は、施設の運営に子どもの意見が反映される仕組みづくりに努めます。

【解説】

本条は、子どもの参加の機会の確保について規定しています。

第１８条第３項が子ども一人ひとりのことを決めることを想定しているのに対し、本条の第１項は子どもが関係する計画の決定や評価をすることを想定しています。

なお、子どもが意見を表明できる機会とは、アンケート調査、意見交換会、ワークショップ、子ども会議、パブリックコメントなどを想定しています。そのような機会を設ける際には、子どもが意見を言いやすいよう資料を子どもが分かるような説明にするなどの配慮をすることが必要です。

第２項について、この場合も、第１８条の解説にあるように、大人は、子どもが意見を表明したことをもって、その子どもが不利益をうけないようにすることが必要です。

（子どもにやさしいまちづくりの推進への協力）

第２０条　市民等、保護者、育ち学ぶ施設及び事業者は、この章に規定する子どもにやさしいまちづくりの推進について協力するよう努めます。

【解説】

本条は、子どもにやさしいまちづくりの推進への協力について規定されています。

この第４章に規定している子どもにやさしいまちづくりの推進については、市だけではなく、市民や保護者、育ち学ぶ施設、事業者を巻き込み四日市市が一体となって子どもたちを守るため一緒に協力して進めていかなければならないとの考えから、子どもにやさしいまちづくりの推進への協力について努力義務として規定するものです。

第５章　子どもの権利擁護の仕組み

（子どもの権利擁護の仕組みの構築等）

第２１条　子どもの権利が侵害された場合における救済のため、市は子どもの権利擁護のための仕組みの構築について積極的に取り組まなければなりません。

２　市は、子どもの立場に寄り添い安心して相談できる体制の充実に努めなければなりません。

【解説】

本章では、子どもが権利を侵害された場合などにおける救済のための仕組みについて規定しています。

子どもの権利が侵害された場合には、市に子どもの権利擁護委員の設置をはじめとした子どもの権利擁護の仕組みの構築に積極的に取り組まなければならないことを定めるものです。

権利擁護の仕組みの一例として、第三者の視点をもって当事者や関係機関に対し必要な調査や調整を行うこと、子どもの権利の視点から判明した制度の改善点を市長に意見していくことにより、子どもの権利の救済を行う擁護委員などを市長の附属機関として設置するなどといったことが考えられます。

また第２項では、市はプライバシー権の保障に十分配慮し、子どもに寄り添い、子どもが相談しやすい窓口の設置に努めることが規定されています。

相談窓口は、子どもが相談しやすくするため、例えば相談員に学校の教員、職員について相談した際、その内容が学校に伝わってしまうと、相談員も学校側なのかと感じてしまい、本当のことを話せなくなるおそれがあることから、緊急時を除いてもう一方の当事者など（この場合は学校など）に相談内容の秘密が守られるような独立した仕組みなど、子どもに寄り添った対応が必要だと考えます。

第６章　子どもの権利の普及啓発

（周知）

第２２条　市は、子ども、市民等、保護者、育ち学ぶ施設及び事業者に対し、子どもの権利及び本条例について広く周知しなければなりません。

２　市は、子どもに対する前項の周知については、子どもが理解しやすい方法により行なわなければなりません。

【解説】

本章では、子どもの権利の普及啓発について規定しています。

本条は、周知について規定しています。

子どもの権利として条例を定めても、その存在が知られていなければ意味がありません。そこで、第１項では、市が、子ども、市民等、保護者、育ち学ぶ施設及び事業者に対し広く周知しなければならないことが規定されています。

周知の方法については、第２項において、子どもに理解しやすい方法で行わなければならないことが規定されています。市民等ほかの方への周知方法については規定はされていないものの、年齢、障がい、病気、外国にルーツがあるなどの様々な背景がある方がいることを考慮して行われるのが望ましいといえます。

（四日市市子どもの権利の日）

第２３条　市は、子どもの権利についての理解及び関心を深めるため、１１月２０日を四日市市子どもの権利の日と定めます。

【解説】

本条は、子どもの権利の日について規定しています。

子どもの権利への理解、関心を深めるために、昭和３４年に国連総会で「児童の権利に関する宣言」が、平成元年に国連総会で「子どもの権利条約」が採択された１１月２０日を「四日市市子どもの権利の日」として定めています。

第７章　条例の推進体制

（条例の見直し）

第２４条　市長は、この条例の施行から５年を超えない期間ごとに、この条例が第１条に規定する目的を達成するに適当であるか否かを検証するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。

【解説】

本条は、条例の見直しについて規定しています。

子ども施策の実施状況などを踏まえ、市長は必要に応じて、５年を超えない期間ごとに、この条例の規定が適当かどうか検証を行い、必要があれば、条例の改正などの適切な措置を講ずるものとしています。

四日市市こども計画の改定が５年ごとを予定していることから、それに合わせ条例の検証を行い、必要があれば適切な措置を講ずることになります。

第８章　雑則

（委任）

第２５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

本条では、委任について明記しています。

この委任により、条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則などで規定することとしています。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行します。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和１２年３月３１日までの間においては、第２４条中「５年」とあるのは、「３年」と読み替えるものとします。

３　市は、この条例の施行後最初に第２４条に規定する条例の見直しをする際においては、子どもの権利擁護のための仕組みの構築等所要の措置を講ずるものとします。

【解説】

ここには、本体となる規定（本則：第１条～第２５条）に付随する必要事項について規定しています。

第１項は、この条例の施行期日について規定しています。施行とは、条例が実際に効力を発揮することを言い、施行期日は、条例の効力発生時期を明確にするために定められます。

本項では、子どもの権利条例が令和９年４月１日から効力をもつと定められています。

第２項は、第２４条に規定されている条例の見直しの期間の特例として、条例の最初の見直しは、この条例の施行から５年を超えない期間ではなく、３年を超えない期間に行うことが定められています。

現行の四日市市こども計画の期間が令和１１年度までであり、令和１１年度に見直しを行うこととされていることから、子ども条例の最初の見直しをこども計画の見直しに合わせて行おうとするものです。

第３項は、この条例の最初の見直しの際には、子どもの権利擁護のための仕組みの構築をはじめとした措置をとるよう定めています。

子どもの権利擁護のための仕組みとは、子どもの権利が侵害された場合には、第三者の視点をもって当事者や関係機関に対し必要な調査や調整を行える体制を整える、子どもの権利専門の相談窓口を設置することなどをいいますが、仕組みの構築にはある程度の時間を要することから、次回の見直しまでに体制を作るよう市に求めています。